

砂川の闘いの今日的な意義

伊達判決を生かす会・島田 清作

2021年6月

[1] 砂川基地闘争とは

ことしは砂川闘争が始まって66年目になります。「防衛白書」の年表には1955年の欄に「5月8日砂川基地闘争始まる」と記されていますが、当時、国中の耳目を集め、今なお政府刊行物にも記述されている「砂川基地闘争」とは一体、何だったのでしょうか。

砂川闘争とはアメリカ軍立川飛行場の拡張をめぐる、足かけ15年にわたり続いた大きな住民運動のことをさしています。

アメリカ軍立川飛行場の前身は大日本帝国陸軍の飛行場でした。1922年、当時の立川村と砂川村にまたがって作られた小さな飛行場はやがて拡大強化されて太平洋戦争のときには軍都立川といわれ、1945年敗戦によりアメリカ軍に占領されてからは、朝鮮戦争、ベトナム戦争の出撃拠点となりました。朝鮮戦争休戦後の1955年、大型機の離着陸のために更に滑走路を延長する事がアメリカ軍から要求されたのですが、砂川の農民たちはこれに反対し、強制収用のための土地測量にあらゆる方法で抵抗し、裁判所や東京都収用委員会でも論陣を張って一歩も譲りませんでした。

ついに、1968年、アメリカ軍は拡張をあきらめ、翌69年、国も収用認定を取り消し15年間の闘いに終止符が打たれました。やがてアメリカ軍は横田基地に移り、1977年、580万㎡の基地は日本へ全面返還されたのです。

[2] 砂川基地闘争のもつ意味

今振り返ってみると、この闘争は憲法との係わりで大変重要な意味を持っていたと言えます。その第一は国家と対決して住民の生活と地方自治を守る運動であったということです。

1955年5月4日、東京調達局（現防衛省北関東防衛局）が砂川町の宮崎伝左衛門町長に基地拡張の通告を行ったのですが、それは140戸の農家と17万㎡の農地を奪い、町の中心を通る都道五日市街道を分断するものでした。町長はすぐにこの通告を地元住民に説明したところ絶対反対の意思が表明され、5月8日、地元住民は砂川町基地拡張反対同盟を結成しました。

12日には臨時の町議会が開催され、満場一致で反対を決議し、町議会議長を委員長とする反対闘争委員会が作られました。宮崎町長は、調達局が土地収用のために行う立ち入り調査に反対して公告を拒否し、東京都知事の職務執行命令にも従わず、基地拡張のための一切の法的手続きを拒否しました。砂川町は町ぐるみで、国が決めたアメリカ軍基地の拡張に反対したのです。

その第二は、自由と権利を自らの努力で保持するという憲法第12条の実践であったことです。

国が、農民の抵抗を警察官の暴力で排除して測量を強行していったとき、農民たちは「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」という青木市五郎行動隊長（後の立川市議会議員）の言葉を合言葉にして団結を崩さず闘いつづけました。警察官の警棒に打擲され1000人を超える負傷者が出ましたが、自らも重傷を負った日本山妙法寺の西本敦上人は「流すべき血は流さなければならない、失うべき命は失わなければならない。その後には平和な独立日本が訪れる」と説きました。万余の労働者、学生、市民が砂川にかけつけ、誰もが身を挺して自由と権利を守ろうとしたのです。

そして、その第三は、豊かな生活のための農地か戦争のための軍事基地かの選択であり、非戦非武装の憲法か日米安保条約かの選択であったということです。

砂川の農民たちは戦前戦中は旧日本軍に、戦後はアメリカ占領軍に多くの土地を取り上げられてきましたが、もうこれ以上、戦争のために土地を提供することを拒否したのです。この闘いの中で、東京地方裁判所の伊達秋雄裁判長は、「駐留アメリカ軍は憲法第9条に違反しており、憲法上その存在を許すべからざるものである」といって反対運動の人々の基地立ち入りに無罪の判決を言い渡しました。

そればかりではありません。第四に砂川闘争は大衆的な実力闘争と法廷闘争の結合、あらゆる階層の人々の共同行動という面でも特筆すべきものでした。

地元の農民、労働者、学生が無法な測量とそれを擁護する警察権力の暴行に徹底して非暴力で抵抗したのと併せて、法廷でも総評弁護団を中心とした数々の抵抗がくり広げられました。測量のために農地に

立ち入ってはならないという仮処分申請、東京都がなした土地収用のための公告の取り消し請求、内閣総理大臣がなした収用認定取り消し請求、飛行場内土地の明渡請求、東京都収用委員会の審理裁決権限不存確認請求の裁判などなどです。また、64年4月から始まった収用委員会の審理には、毎回多数の農民と労働者が三多摩労協の借り上げたバスで東京都庁まで傍聴にかけつけ66年暮れまでの13回を闘い抜きました。

この間も防衛施設庁による反対同盟への執拗な切り崩し工作は続き、66年の米軍機墜落炎上事故をきっかけとした多くの農家の移転と、買収済国有地への立ち入り耕作禁止、柵設置の通告を契機に、現地は10年ぶりの緊張につつまれました。このとき、ベトナム戦争反対闘争にとりくんできた三多摩反戦青年委員会は、反対同盟役員と共に全国に砂川の危機を訴えて歩いて現地での集会を盛り上げ、一方、美濃部亮吉東京都知事の出現により収用委員会の審理が中止になったこと、ベトナム戦争によるアメリカ財政の逼迫などとあいまって、遂に68年の拡張中止になったのです。

[3] 砂川闘争のその後と今日的課題

(1) 米軍は69年11月、立川基地での飛行活動を停止し全部隊を横田基地に移駐させました。使われなくなった基地の跡地について市民は、米軍から返還を受けて平和利用を実現するよう国に働きかけたのですが、国は米軍基地のまま自衛隊に使わせる計画を進めました。

立川市議会は71年10月、「自衛隊移駐反対」の意見書を満場一致で決議し国に提出しましたが、72年3月、航空自衛隊東部方面航空隊が強行移駐してきました。立川市は76年1月、米軍や自衛隊の使用を認めない「立川基地跡地利用計画市案」を決定し、立川市、昭島市、東京都の三者で協力して実現していく方針を固めました。

77年11月、米軍から全面返還を受けた国は78年10月、自衛隊基地を中心とした利用計画を発表、これに対し市民は、「基地の無い市案」か「基地中心の国案」かを住民投票で決めることを求める直接請求運動を始めましたが、79年2月、市議会は直接請求条例案を否決、結局、跡地利用をめぐる市民の意向は無視され、また、買収済みの拡張予定地や未利用跡地などは未だ市民のための利用は進んでいません。

(2) 「駐留米軍は憲法違反」という伊達判決もその後国によってふみにじられてきました。

1957年7月8日、基地内土地の測量に抗議して基地に立ち入った労働者・学生が日米安保条約に基く刑事特別法違反で逮捕され裁判になったのですが、1959年3月30日伊達判決が出されました。60年安保改定の交渉中であつた両国政府はこの判決に狼狽し最高裁に跳躍上告、最高裁は同年12月16日伊達判決を破棄しました。

そして1ヶ月後の60年1月19日、日米安保条約の改定調印が行われたのです。この安保条約が60年たった今も存続し、数多くの米軍基地がおかれているのです。

(3) 伊達判決から49年もたった2008年4月、国際問題研究者の新原昭治さんは米国立公文書館で伊達判決にかかわる多数の秘密電文を発見されました。それは当時の駐日米大使が本国の国務長官あてに送ったもので、伊達判決を覆すために藤山外務大臣や田中最高裁長官、自民党福田幹事長などと密談したようすが記録されているのです。このことを知った砂川闘争の関係者らが集まって「伊達判決を生かす会」を作り、国家によって亡きものとされた伊達判決を今の時代に蘇らせようと集会を開いたり国会議員に働きかけたりしてきました。日本政府各省庁にも、この密談の記録文書が存在するはずだからそれを開示するよう求めるとともに2014年6月、不公平不公正な砂川裁判のやり直しを求めて東京地裁に再審請求をしましたが2018年7月、最高裁により不当にも棄却されました。

(4) 安倍政権は、歴代の内閣や国会の論議をくつがえして2014年7月、集団的自衛権の行使は合憲であるという閣議決定を行い、2015年9月には安保法制の制定を強行しましたが、それらの根拠に砂川裁判の最高裁判決をねじ曲げて悪用しています。

最高裁の不当不公正な裁判により公平な裁判を受ける権利（憲法37条）を奪われた砂川事件の元被告ら3人は、2019年3月、国家賠償請求の訴訟を起こし、現在東京地方裁判所で進行中です。この裁判を通じて、国家の違法性を明らかにするとともに、伊達判決を現在の世に蘇らせようというものです。

戦後一貫して日本の外交はアメリカの言いなりで、沖縄返還や核兵器持込でも多くの密約があつたことが曝露されてきています。私は、軍事同盟である日米安保条約を破棄し全ての米軍基地を撤去させることが砂川闘争から学び教訓を生かすことであると確信しています。

砂川闘争の記録

写真は砂川を記録する会写真集より提供していただきました。



- 1922年 東京府北多摩郡立川村と砂川村にまたがって飛行場が建設され、岐阜県各務ヶ原から陸軍航空第5大隊移転。(後に陸軍飛行第5連隊と改称)
- 1933年 このときまで軍と民間が共用していたが、羽田空港が新設され民間航空が移転し立川飛行場は軍専用となる。
- 1941年 太平洋戦争始まる。
- 1945年 日本敗戦。アメリカ軍が立川に進駐。
- 1946年 アメリカ軍は農地を奪い基地を拡張。
- 1950年 朝鮮戦争始まる。(53年に休戦協定) 警察予備隊{(後の自衛隊) 発足。
- 1952年 対日講和条約、日米安保条約発効。沖縄全土と奄美群島は米軍の占領が継続。
- 1954年 アメリカが太平洋ビキニ環礁で水爆実験。防衛庁設置。

- 1955年 5月4日 政府が砂川町に基地拡張通告。
- 5月8日 砂川町基地拡張反対同盟結成、砂川闘争始まる。
- 5月12日 砂川町議会、基地拡張反対を決議、町ぐるみの反対運動へ。
- 9月~11月 政府 暴力的測量を強行。農民は「土地に杭は打たれても心に杭は打たれない」と団結して抵抗。

- 1956年 4月27日 占領下に奪われた土地の明け渡し請求を提訴。
- 10月12~13日 暴力的測量(流血の砂川闘争)
- 14日 政府 測量中止を声明
- 1957年 7月8日 明け渡し請求をした基地内土地の測量(強制使用のため)抗議のため労働者・学生のデモ隊が基地に立ち入り。
- 9月22日 23人の労働者・学生を逮捕、内7人を日米安保条約に基づく刑事特別法違反で起訴。

- 1959年 3月30日 東京地方裁判所伊達秋雄裁判長は「駐留米軍は憲法違反、基地立入りは無罪」と判決(伊達判決)。
- 12月16日 跳躍上告を受けた最高裁(田中耕太郎長官)は伊達判決を破棄し地裁へ差し戻し(後に全員有罪が確定)

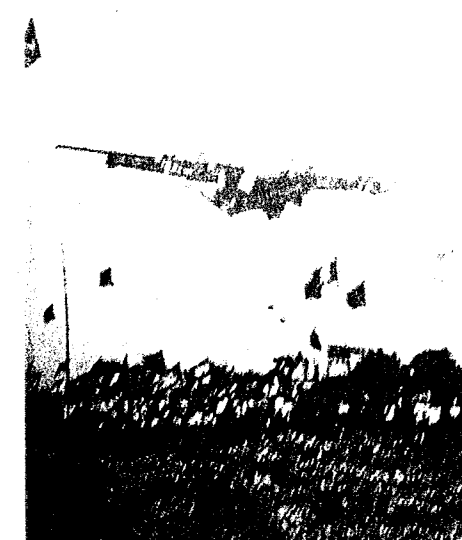
- 1960年 1月19日 日米安保条約改訂調印、地位協定締結。



- 1962年 11月1日 防衛施設庁設置。
- 12月5日 基地拡張反対を貫いた砂川町宮崎伝左衛門町長逝去。
- 1963年 5月1日 砂川町は立川市と合併。町ぐるみの反対運動崩れる。
- 1964年 4月27日 東京都収用委員会、反対する農家の土地を強制収用するための公開審理を開始。(以後3年間で13回の審理開催)
- 1965年 5月18日 反対同盟と三多摩労協が「基地拡張反対、収用委員会の審理粉碎、ベトナム侵略戦争反対決起集会」を拡張予定地内で開催。
- 1966年 9月12日 米軍輸送機が滑走路をオーバーランして五日市街道沿いの農家近くで爆発炎上。
- 10月 防衛施設庁は地元農家に国有地での耕作禁止とフェンスで囲い込みを通告、買収工作が激化。



- 1967年 2月26日 三多摩反戦青年委員会が拡張予定地内で青年学生決起集会を開催。
- 4月15日 東京都知事に基地撤去を主張する美濃部亮吉氏が当選。
- 5月28日 反対同盟と三多摩労協、安保破棄中央実行委員会、反戦青年委員会と全学連が三つに分かれて反基地集会を砂川で開催。
- 1968年 12月19日 米空軍司令官が立川基地の拡張を中止すると発表。この頃、「米侵略機をベトナムに送るな!」と書かれた看板や赤旗が滑走路前に林立。
- 1969年 2月2日 沖縄の「B52撤去要求2・4ゼネスト」に呼応して米軍機の飛行に抗議する行動拡大。
- 4月18日 政府は収用認定取り消しを閣議決定。
- 6月1日 反対同盟は砂川闘争勝利報告集会を拡張予定地内で開催。
- 12月1日 米軍は飛行活動を停止し、部隊を横田基地へ移駐。



- 1971年 6月25日 日米合同委員会は立川基地の一部を自衛隊に使用させることを決定。
- 10月13日 立川市議会は立川基地への自衛隊移駐に反対する意見書を採択。
- 1972年 3月7日 米軍管理の立川基地へ陸上自衛隊東部方面航空隊が強行移駐。
- 5月15日 沖縄が日本に返還され、沖縄にも自衛隊が配備される。立川・沖縄への自衛隊配備に反対する反戦自衛官が出現。
- 1976年 1月31日 立川市は「立川基地跡地利用計画市案」を議決し米軍・自衛隊の基地を一切無くした街づくりの方針を決定。
- 7月31日 明け渡し請求訴訟をしていた滑走路内の土地が返還され、自衛隊は滑走路が使用不可能になる。
- 1977年 11月30日 立川基地全面返還。
- 1978年 10月23日 政府は「立川飛行場返還国有地の処理の大綱」を提示。基地の跡地利用は軍事基地を認めない立川市案か自衛隊基地を中心とする国案かを住民投票によって決めるよう求める市民運動が起き、市民投票条例制定直接請求の署名運動がはじまる。
- 1979年 2月1日 立川市議会は市民が請求した住民投票条例案を否決。
- 11月19日 国有財産中央審議会が政府原案通り決定。
- 1982年 3月1日 新立川飛行場(自衛隊基地)運用開始
- 1983年 10月26日 天皇在位50年昭和記念公園開園
- 1998年 砂川中央地区まちづくり推進協議会発足。

- 2008年 4月10日 国際問題研究家の新原昭治さんがアメリカ国立公文書館で「伊達判決を覆すための日米密談の文書」を発見、公表する。
- 2009年 3月 伊達判決を生かす会が発足し、日本政府に関連文書の公開請求。
- 2014年 6月17日 砂川裁判の再審を請求。
- 7月1日 安倍内閣は集団的自衛権を合憲とする閣議決定の根拠に砂川裁判の最高裁判決を悪用。
- 2015年 9月19日 安保法制を国会で議決するにあたり、合憲の根拠に砂川判決を悪用。

